

令和5年度における中部地区の下請法の運用状況等について

令和6年7月31日
公正取引委員会事務総局
中部事務所

第1 下請法の運用状況

1 定期調査の実施状況（第1表参照）

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

定期調査は、中部事務所管内（富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者9,706名（製造委託等^{（注1）}6,212名、役務委託等^{（注2）}3,494名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者45,210名（製造委託等32,427名、役務委託等12,783名）を対象に実施した。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 定期調査の実施状況

年 度	区 分	親事業者調査（名）		下請事業者調査（名）	
		全 国	中 部	全 国	中 部
令和5年度		80,000	9,706	330,000	45,210
	製造委託等	46,900	6,212	199,138	32,427
	役務委託等	33,100	3,494	130,862	12,783
令和4年度		70,000	8,269	300,000	41,034
	製造委託等	37,993	5,116	176,799	29,456
	役務委託等	32,007	3,153	123,201	11,578
令和3年度		65,000	7,871	300,000	44,500
	製造委託等	37,280	5,307	169,318	32,566
	役務委託等	27,720	2,564	130,682	11,934

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は809件（製造委託等636件、役務委託等173件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者又は下請事業者を対象に行った定期調査によるものが795件（製造委託等625件、役務委託等170件）、下請事業者等からの申告によるものが14件（製造委託等11件、役務委託等3件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は815件（製造委託等639件、役務委託等176件）であり、このうち、809件（製造委託等636件、役務委託等173件）について下請法第7条の規定に基づく勧告又は違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じており、その内訳は、勧告が1件（製造委託）、指導が808件（製造委託等635件、役務委託等173件）である。

勧告事件の概要は別紙1、指導を行った主な事件の概要は別紙2のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		新 規 着 手 件 数 ^(注)				処 理 件 数				
						措 置			不問	計
		定期調査	申告	中小企業 庁長官か らの措置 請求	計	勧告	指導	小計		
令和5年度	全国	8,120	112	0	8,232	13	8,268	8,281	47	8,328
	中部	795	14	0	809	1	808	809	6	815
	製造委託等	全国	5,244	62	5,306	12	5,329	5,341	21	5,362
		中部	625	11	636	1	635	636	3	639
	役務委託等	全国	2,876	50	2,926	1	2,939	2,940	26	2,966
		中部	170	3	173	0	173	173	3	176
令和4年度	全国	8,188	79	0	8,267	6	8,665	8,671	86	8,757
	中部	853	10	0	863	0	858	858	2	860
	製造委託等	全国	5,063	44	5,107	6	5,305	5,311	53	5,364
		中部	643	6	649	0	649	649	0	649
	役務委託等	全国	3,125	35	3,160	0	3,360	3,360	33	3,393
		中部	210	4	214	0	209	209	2	211
令和3年度	全国	8,369	94	1	8,464	4	7,922	7,926	174	8,100
	中部	827	8	0	835	0	820	820	9	829
	製造委託等	全国	5,384	61	5,446	3	5,146	5,149	113	5,262
		中部	592	5	597	0	586	586	6	592
	役務委託等	全国	2,985	33	3,018	1	2,776	2,777	61	2,838
		中部	235	3	238	0	234	234	3	237

(注) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると、合計で1,434件となっており、このうち、製造委託等に係るものが1,144件、役務委託等に係るものが290件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は711件（類型別件数の合計の49.6%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが566

件、役務委託等に係るものが145件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は723件（類型別件数の合計の50.4%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が341件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の47.2%）、②下請代金の減額が149件（同20.6%）③買ったたきが138件（同19.1%）等となっている。

(ア) 製造委託等に係る実体規定違反は578件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が266件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の46.0%）、②下請代金の減額が123件（同21.3%）、③買ったたきが104件（同18.0%）等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は145件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が75件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の51.7%）、②買ったたきが34件（同23.4%）、③下請代金の減額が26件（同17.9%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区 分 年 度		手続規定違反				実 体 規 定 違 反												合計	
		書面交 付義務	書類保 存義務	虚偽 報告	小計	受領 拒否	支払 遅延	減額	返品	買い たたき	購入等 強制	早期 決済	割当困 難手形	利益提 供要請	やり 直し等	報復 措置	小計		
令和5年度	全国	6,151	556	3	6,710	48	3,995	1,090	21	879	41	61	197	348	73	0	6,753	13,463	
	中部	645	66	0	711	7	341	149	1	138	5	4	25	47	6	0	723	1,434	
	製造委託等	全国	4,149	335	3	4,487	43	2,352	827	20	558	20	60	187	292	38	0	4,397	8,884
		中部	519	47	0	566	7	266	123	0	104	3	4	25	41	5	0	578	1,144
	役務委託等	全国	2,002	221	0	2,223	5	1,643	263	1	321	21	1	10	56	35	0	2,356	4,579
		中部	126	19	0	145	0	75	26	1	34	2	0	0	6	1	0	145	290
令和4年度	全国	6,697	834	0	7,531	49	4,069	1,273	22	913	50	71	225	349	73	4	7,098	14,629	
	中部	636	76	0	712	3	357	65	2	160	3	11	17	36	10	0	664	1,376	
	製造委託等	全国	4,271	492	0	4,763	36	2,273	860	19	524	31	61	211	278	52	3	4,348	9,111
		中部	494	58	0	552	2	260	50	0	120	1	11	16	33	10	0	503	1,055
	役務委託等	全国	2,426	342	0	2,768	13	1,796	413	3	389	19	10	14	71	21	1	2,750	5,518
		中部	142	18	0	160	1	97	15	2	40	2	0	1	3	0	0	161	321
令和3年度	全国	5,401	732	0	6,133	48	4,900	1,195	11	866	48	72	293	332	101	12	7,878	14,011	
	中部	629	68	0	697	2	318	148	1	83	7	6	26	33	12	0	636	1,333	
	製造委託等	全国	3,703	450	0	4,153	40	2,909	826	9	493	29	62	282	290	79	9	5,028	9,181
		中部	454	47	0	501	2	211	105	1	49	7	5	25	30	11	0	446	947
	役務委託等	全国	1,698	282	0	1,980	8	1,991	369	2	373	19	10	11	42	22	3	2,850	4,830
		中部	175	21	0	196	0	107	43	0	34	0	1	1	3	1	0	190	386

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和5年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者8名^(注)から、下請事業者75名^(注)に対し、下請代金の減額分の支払等、総額6616万円相当の原状回復が行われた。

(注) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者4名から、下請事業者48名に対し、6297

万円の減額分が支払われた（第4表参照）。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の支払状況

年 度	項 目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額 (原状回復額) (注)
令和5年度	全国	57 名	3,747 名	33 億 2274 万円
	中部	4 名	48 名	6297 万円
令和4年度	全国	64 名	4,046 名	8 億 5561 万円
	中部	7 名	95 名	2105 万円
令和3年度	全国	65 名	2,561 名	3 億 3909 万円
	中部	2 名	18 名	4 万円

(注) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。

イ 不当な経済上の利益の提供要請事件においては、親事業者1名から、下請事業者9名に対し、258万円の利益提供分の金銭が支払われた（第5表参照）。

第5表 不当な経済上の利益の提供要請事件における利益提供分の金銭の支払状況

年 度	項 目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額 (原状回復額)
令和5年度	全国	14 名	201 名	4770 万円
	中部	1 名	9 名	258 万円
令和4年度	全国	9 名	140 名	1865 万円
	中部	—	—	—
令和3年度	全国	7 名	58 名	978 万円
	中部	—	—	—

(注) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。

ウ 返品事件においては、親事業者1名から、下請事業者8名に対し、60万円の返品分の金銭が支払われた（第6表参照）。

第6表 返品事件における返品分の金銭の支払状況

年 度	項 目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額 (原状回復額)
令和5年度	全国	10 名	330 名	6968 万円
	中部	1 名	8 名	60 万円
令和4年度	全国	8 名	266 名	1 億 1512 万円
	中部	1 名	22 名	335 万円
令和3年度	全国	3 名	3 名	5676 万円
	中部	—	—	—

(注) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。

エ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者2名から、下請事業者10名に対し、

3,210 円の遅延利息が支払われた（第 7 表参照）。

第 7 表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額 (原状回復額)
令和 5 年度	全国	87 名	1,800 名	2 億 4795 万円
	中部	2 名	10 名	3,210 円
令和 4 年度	全国	95 名	1,836 名	1 億 4064 万円
	中部	6 名	91 名	184 万円
令和 3 年度	全国	105 名	2,970 名	1 億 2035 万円
	中部	1 名	1 名	11 万円

(注) 原状回復額は、令和 5 年度の「中部」分を除き、1 万円未満を切り捨てている。

(4) 下請法違反行為の再発防止が不十分な事業者に対する取組

公正取引委員会及び中小企業庁は、令和 4 年 5 月 20 日、下請法違反行為の再発防止が不十分と認められる事業者に対して下請法に基づく指導を行う際に、取締役会決議を経た上での改善報告書の提出を求めている。

令和 5 年度においては、中部事務所では親事業者 1 名に対し、指導を行う際に取締役会決議を経た上での改善報告書の提出を求めた。

第2 中小事業者等の取引公正化に向けた取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和5年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習

(1) 基礎講習

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした基礎講習を実施している。

令和5年度においては、中部事務所では、受講者の利便性向上等の観点から、公正取引委員会のウェブサイト上で公開した講習動画について周知するとともに、静岡県沼津市において1回の講習を実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請取引適正化の推進に関する講習を実施するなどの普及啓発活動を実施している。

令和5年度においては、中部事務所では、受講者の利便性向上等の観点から、公正取引委員会のウェブサイト上で公開した、下請取引適正化推進講習会テキストの内容を繰り返し習得できる動画について周知した。

2 下請法等に係る相談

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

令和5年度においては、中部事務所では2,203件の相談に対応した（令和4年度の1,751件から456件増加）。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等の下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和5年度における中部事務所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は20名である。

令和5年度においては、7月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体等が開催する研修会等に出講している。

令和5年度においては、中部事務所では事業者団体等へ7回の出講を実施した。

令和5年度における勧告事件（1件）

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
自動車部品の製造販売業 (R6.1.23 勧告)	(株)メタルテックは、令和4年5月から令和5年6月までの間、原材料を加工する際に生じる鉄スクラップを下請事業者が売却すれば得られるであろう対価の一部を、「屑（くず）費」と称して、下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 減額金額は、下請事業者5名に対し、総額6193万7555円である。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）

令和5年度における主な指導事件

1 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）

- 仮設トイレ部品の製造を下請事業者に委託しているA社は、自社の保管場所が確保できないことを理由として、あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領しなかった。

2 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）

- ラベルの製造を下請事業者に委託しているB社は、「毎月末日締切、翌々月5日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領した日から60日を経過して下請代金を支払っていた。

3 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）

- ① 仮設トイレ部品の製造を下請事業者に委託しているC社は、「仕入割引」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。
- ② 水栓金具部品の製造を下請事業者に委託しているD社は、電子記録債権により下請代金を支払っているところ、電子記録債権の発生記録請求を行った際に金融機関に支払う手数料を下請代金から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。

4 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）

- 自動車用部品の製造を下請事業者に委託しているE社は、大量発注が終了し、少量発注になったにもかかわらず、下請代金の見直しを行わず、一方的に従来どおりに単価を据え置いていた。

5 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）

- 自動車用部品の製造を下請事業者に委託しているF社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているところ、支給した原材料の使用状況を考慮せずに対価を決済しているため、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該原材料の対価を控除していた。

6 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）

- 自動車用部品の製造を下請事業者に委託しているG社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形を交付していた。

7 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）

- ① 自動車用部品の製造を下請事業者に委託しているH社は、下請事業者に対し、自社の所有する金型を貸与していたところ、当該金型を用いて製造する物品の発注を長期間行わないに

もかかわらず、当該金型を無償で保管させていた。

- ② トンネル用型枠部品の製造を下請事業者に委託している I 社は、下請事業者に対し、自社が行う催事の際に、「協年会費」等と称して、算出根拠、使途等を明確にすることなく、一定金額を提供させていた。